

令和6年11月11日
玉川総合支所
地域振興課

議会の委任による専決処分の報告
(自動車事故に係る損害賠償額の決定)

1 事故の概要

- (1) 発生日時 令和6年6月14日(金)午前9時50分頃(天気:晴れ)
- (2) 発生場所 世田谷区内
- (3) 事故内容 世田谷区(以下「甲」という)玉川総合支所地域振興課の職員が、
庁有車で現地確認のため、丸子川沿いを走行していた。交差点を減速
し通過していたところ、乙が自転車で橋を渡り右折する際に甲車両の
右側部と自転車が接触し、左側に転倒した。なお、現場は双方ともに
一時停止の標識はなかった。
- (4) 相手方等 別紙のとおり

2 相手方への損害賠償額 101,686円(自動車保険により全額補てん)

3 専決処分日 令和6年10月31日